

地域連携推進センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学地域連携推進センター運営要綱第5条第2項に基づき、運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 地域連携推進センターの運営の基本方針に関すること
- (2) 事業計画に関すること
- (3) その他運営に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、センター長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

4 委員は、本学の教職員のうちから、学長が指名する。

(任期)

第4条 前条第4項に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、審議するに当たって必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会において審議した事項を学長及び教授会又は研究科委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局において行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する